

IPマルチキャスト放送についての 著作権問題の検討動向

平成18年9月22日
総務省情報通信政策局地域放送課

IPマルチキャスト放送による多チャンネル化の実態



電気通信役務利用放送法の施行後、同法の登録を受けて、IPマルチキャスト方式()による放送サービスが4事業者により提供。全国規模で事業を展開し、多チャンネルの放送サービスの他、VODサービス等も提供。
 上記事業者のIPマルチキャスト方式による映像コンテンツ配信は、電気通信役務利用放送法上は、電気通信役務利用放送として取り扱われている。著作権法上は、ブロードバンドサービス等を用いて受信者がコンテンツの提供を求めることにより初めて自動的に送信されるものについては、放送には当たらず、自動公衆送信に該当するとしている。

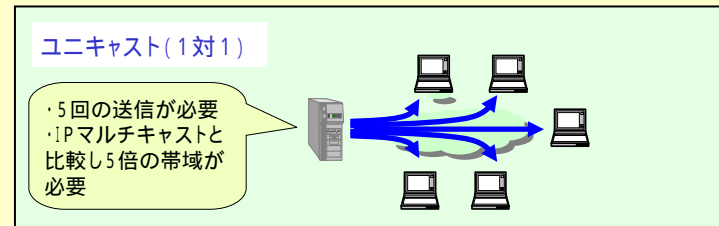
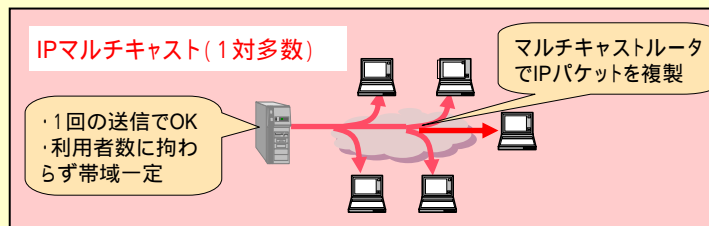
サービスの概要

サービス名	事業者名	サービス開始時期	サービス内容
BBTV	ビ-ビ-ケーブル(株)	H15.3	ペ-シク34ch、無料4ch、アラカト3ch、 (VODサービス(5000タイトル以上)も提供)
光プラスTV	KDDI(株)	H15.12	ペ-シク25ch、お°ション5ch (VODサービス(4000タイトル以上)、加枚(7500曲以上)も提供)
4 th MEDIA	(株)オンラインティーヴィ	H16.7	基本25ch、お°シヨナル18ch (VODサービス(4000タイトル以上)、加枚(7500曲以上)も提供)
オンデマンドTV	(株)アイキャスト	H17.6	ペ-シク21ch、 (VODサービス(3000タイトル以上)も提供)

IPマルチキャストについて

IPマルチキャストとは、ネットワーク上に配置されたIPマルチキャスト対応ルータにおいてコンテンツ(IPパケット)を複製しながら、指定された複数の利用者に対してコンテンツを配信する技術

【例えば 端末5台に配信する場合】



コンテンツ利用に関する権利許諾の概要



権利対象		放送				通信		
		番組を制作し、放送する場合		(地上放送を有線放送で同時再送信する場合)		著作権法に基づく許諾		
		著作権法に基づく許諾	契約形態	著作権法に基づく許諾	契約形態			
著作権	文芸 (原作者、脚本家)	許諾必要 著作権等管理事業者との著作権信託契約において、関係する支分権の管理委託を締結している場合、利用者からの要求に対し応諾義務あり(著作権等管理事業法第16条)	個別契約 原権利者(もしくは著作権等管理事業者(注1))との協議が必要	許諾必要 同左	年間包括契約 5団体(注2)ルールによる一括処理あり	許諾必要 著作者(原作者、脚本家)の公衆送信権(著作権法第23条)等に基づく個別の許諾が必要	個別契約 原権利者との協議が必要	
	音楽 (作詞家・作曲家)	許諾必要 著作権等管理事業者との著作権信託契約において、関係する支分権の管理委託を締結している場合、利用者からの要求に対し応諾義務あり(著作権等管理事業法第16条)	年間包括契約 JASRACについてはNHK、民放連との間での年間包括契約により個々の使用料の支払を集約	許諾必要 同左	年間包括契約 5団体(注2)ルールによる一括処理あり	許諾必要 同左	個別契約 原権利者(もしくは著作権等管理事業者(注1))との協議が必要	
著作隣接権	レコード (レコード製作者)	許諾不要 商業用レコードの二次使用に関して、報酬請求権に基づく使用料の支払義務有り(著作権法第97条)	年間包括契約 レコード協会とNHK、民放連との間で年間包括契約により個々の使用料の支払を集約	許諾不要 同時再送信の場合には権利制限(著作権法第97条)	-	許諾必要 レコード製作者の送信可能化権(著作権法第96条の2)等に基づく個別許諾が必要	個別契約 原権利者との協議が必要	
	実演 (演奏者、歌手、俳優等)	レコード実演	許諾不要 商業用レコードの二次使用に関して、報酬請求権に基づく使用料の支払義務有り(著作権法第95条)	年間包括契約 芸団協・CPRAとNHK、民放連との間で年間包括契約により個々の使用料の支払を集約	許諾不要 同時再送信の場合には権利制限(著作権法第95条)	-	許諾必要 実演家の送信可能化権(著作権法第92条の2第1項)等に基づく個別許諾が必要	個別契約 原権利者との協議が必要
		映像実演	許諾必要 なお、放送に関する許諾を得ることで、放送のための固定(録音・録画)について許諾が不要(著作権法第93条)	個別契約 原権利者との協議が必要	許諾不要 同時再送信の場合には権利制限(著作権法第92条)	- (注3)	映画の著作物に関して、実演の録音・録画に関する許諾を得ている場合、送信可能化に関する許諾は不要となる(著作権法第92条の2第2項)	

(注1) 著作権等管理事業者は、利用区分ごとの著作物等の使用料の額(使用料規程)を定めることが義務づけられている(著作権等管理事業者法第13条)

(注2) JASRAC, 日本脚本家連盟, 日本シナリオ作家協会, 日本文藝家協会, 日本芸能実演家団体協議会

(注3) 実態として5団体ルールの対象となっている

(注4) 公表された著作物を放送事業者が放送しようとして協議が整わないときについての裁定制度が存在(著作権法第68条)

(出典: 「著作権関係法令集(著作権法令研究会編)」, 放送研究と調査 2005年12月号「デジタルコンテンツの可能性を考える」等)

IPマルチキャスト放送の著作権上の取扱いについて



1. 通信・放送の在り方に関する懇談会

➤2006年6月6日に「通信・放送の在り方に関する懇談会」報告書を発表

放送の法体系上、電気通信役務利用放送は放送の一種であるにもかかわらず、役務利用放送事業者によるIPマルチキャスト放送は著作権法上通信と解釈され、権利処理の際に不利に扱われている。従って、政府は、電気通信役務利用放送全体が著作権法上も放送として扱われるよう、速やかに対応すべきである。

2. 知的財産戦略本部

➤2006年6月8日に「知的財産推進計画2006」を決定

2011年の地上デジタル放送への全面移行を円滑に実現することを目指して、IPマルチキャスト方式により地上放送を同時再送信することについて、著作権法上「有線放送」と同様の取扱いにするため、2006年度中のできるだけ早い国会に著作権法の改正案を提出するとともに、放送法制についてもこれに伴い必要な措置を速やかに講ずる。また、IPマルチキャスト方式による自主放送の取扱いを含め、今後の通信・放送の融合や技術革新の状況に柔軟に対応するための放送法制や著作権法などの関連法制の在り方については、関係省庁間の連携の下、引き続き検討を行い必要な措置を講ずる。これらの措置を行うに際しては、クリエイターに十分な報酬が支払われるよう配慮する。

3. 文化庁の検討状況

➤2006年8月24日に文化審議会著作権分科会が、IPマルチキャスト放送の著作権法上の取扱い等に関する報告書を取りまとめ

報告書の概要(抜粋)

- (1)「放送の再送信」部分については、IPマルチキャスト放送による地上デジタル放送の同時再送信が平成18年末にも開始されることにかんがみ、早急に「有線放送」と同様の取扱いとする。
- (2)IPマルチキャスト放送による「自主放送」部分については、権利を制限される実演家等の理解を得るために十分な準備期間を設けた上で検討する必要があること、今後の通信・放送の融合に係る放送法制の見直しの検討状況及びIPマルチキャスト放送の実態を見極める必要があること等から、直ちに制度改正を行うことはできず、今後、引き続き検討を行った上で結論を得る。
- (3)「放送の同時再送信」の場合、有線テレビジョン放送の再送信の場合を含め、現行法では権利を持たない実演家及びレコード製作者に対し、報酬請求権を付与。